

徳島県病院局管理規程第七号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月十六日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「の業務」の下に「（以下この項において「移送の業務」という。）」を、「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号の次に次の号を加える。

- 一の二 移送の業務のうち心身に著しい負担を与える業務であつて感染症の患者に接して行うものに従事した場合 前号の規定による額に、業務に従事した日一日につき当該額の百分の百に相当する額を加算した額
- 第七条第二項第二号中「又は業務」の下に「（移送の業務を除く。）」を加え、「前号」を「次号」に改め、同号の次に次の一号を加える。
  - 三 前号に掲げる作業又は業務のうち心身に著しい負担を与える作業又は業務であつて感染症の患者又は感染症の疑いのある患者に接して行うものに従事した場合 前号の規定による額に、作業又は業務に従事した日一日につき当該額の百分の百に相当する額を加算した額

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）（第七条第二項の規定は、令和三年四月一日から適用する。）
- 3 前項の場合において、改正前の徳島県病院局職員給与規程第七条の規定に基づいて支給された感染症防疫等作業手当は、改正後の規程第七条の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。